

いいの事務所 ニュース VOL.142

<発行所>

Be Ambitious社会保険労務士法人
〒103-0016
東京都中央区日本橋小網町1 3-2
オーチャー小網町ビル 1階・6階
TEL : 03-6661-6597 FAX : 03-6661-6598

MAIL : gyoumu@sr-iino.com
URL : <https://www.sr-iino.com>

2024年6月からいいよ定額減税がはじまります。今回は定額減税の制度について取り上げましたが、今回は定額減税(月次減税)に関するQ&Aをお伝えいたします。

■ 定額減税とは



【Q1】定額減税ってなんですか？

【A1】定額減税は、日本在住の方に所得税と住民税を一定額減税する制度です。月次減税と年調減税があります。詳しくは前回のいいのニュース141をご覧ください。



■ 定額減税の対象者とは？

従業員本人

- ・令和6年分の所得税・住民税の納税者
- ・日本に住民票がある人
- ・甲欄適用者（※所得税の場合）

※合計所得1805万円を超える人は対象外



従業員の 同一生計配偶者

- ・合計所得金額が48万円（収入が103万円）以下の配偶者
- ・居住者

※本人と生計を一にしていることを前提



従業員の 扶養親族

- ・合計所得金額が48万円（収入が103万円）以下の扶養親族
- ・居住者

※本人と生計を一にしていることを前提

■ 実際の給与処理のQ&A(対象者別)

ケース別	Q	A
対象外	月次減税の対象外になるケースを教えてください。	<p>①課税区分が乙欄や丙欄が適用される人、非居住者の人は対象外となります。(副業・ダブルワークをしていて、別会社をメインにしているため、扶養控除等異動申告書を提出していない人)</p> <p>②6月2日以降に入社した人 ※月次減税は対象外となり、年調減税にて精算されます。</p> <p>③6月1日までに退職した人 ※再就職する場合 転職先の会社で年調減税にて減税されます。 ※再就職しない場合 本人自身で確定申告時に減税されます。</p>
所得が多い場合	令和6年分の合計所得が明らかに1805万円(収入2,000万円)を超える場合、月次減税は実施しなくてよいですか？	月次減税を行うかどうかは本人の合計所得は関係ないため、一旦実施し、年末調整または確定申告の際に正しく申告して月次減税した分が徴収されることとなります(6/2時点では合計所得がいくらになるのか確定していない為)。
退職した場合	6月2日以降に退職した場合はどうなりますか？(産休/育休/介護休暇等を含む)	6月2日以降に退職した従業員は、退職した月より給与が発生せず所得税を引くことができない場合、差額は年調減税にて調整します。年末調整でも減税額を引ききれなかった場合は、別途市区町村から本人に直接給付金が支払われる予定です。
復職した場合	6月2日以降に復職した場合はどうなりますか？	6月2日以降に退職から復職した従業員は、月次減税の対象です。復帰した初月に発生する給与から減税します。月次減税で引ききれなかった場合、差額は年調減税で調整します。年末調整でも減税額を引ききれなかった場合は、別途市区町村から本人に直接給付金が支払われる予定です。
死亡した場合	6月2日以降に死亡した場合はどうなりますか？	6月2日以降に死亡した従業員も定額減税の対象となるため、減税されます。死亡した月より給与が発生せず所得税を引くことができない場合、差額は年調減税もしくはご家族による準確定申告時で調整します。

ケース別	Q	A
役員の場合	役員と従業員で定額減税の処理に違いはありますか？	雇用形態によって処理に差はありません。役員報酬も「給与収入等」に含まれます。 【補足】 一般的に役員は従業員に比べ、収入が高いため、給与収入が2000万円以上（合計所得金額：1,805万円）ある場合、定額減税の対象外ですが、月次減税の処理は一旦行うことになっています。その後、本人が確定申告を行うタイミングで、月次減税で減税された分が徴収される仕組みになります。
パートの場合	パートの場合に定額減税の処理で留意することはありますか？	雇用形態によって処理に差はありません。
アルバイトの場合	アルバイトの場合に定額減税の処理で留意することはありますか？	雇用形態によって処理に差はありません。
年金受給者の場合	年金受給者かつ給与での収入もある場合に定額減税の処理で留意することはありますか？	年金受給者兼給与収入者の場合に、月次減税の処理で留意することはありません。どちらからも月次減税を受けている場合、最終的に本人が確定申告を行うときに差額徴収となりますので、月次減税の際に給与ご担当者が特別な処理を行う必要はありません。

■ 実際の給与処理のQ&A(事象別)

ケース別	Q	A
給与と賞与が同じ月	賞与と給与が同じ支給日の場合は、どちらから処理をすればよいのでしょうか。	どちらから処理を行っても問題ありません。 最初の処理（給与・賞与）が終わってから次の処理（給与・賞与）を行います。
給与と賞与が同じ月	給与と賞与が同じ支給日の場合、給与処理を先にして、その後賞与処理をして、結果どちらからも減税をする、ということでしょうか。	その通りです。 6月1日以降の給与・賞与の処理はどちらも減税計算を実施していくことになります。
給与と賞与が同じ月	給与が6/25支給、6/30に賞与が支給、のため同時に計算していくことになります。給与を確定してからでないと賞与での減税確定はできないことになりますか？タイミングを教えてください	給与→賞与の順番で行います。

<p>明細書への 印字</p>	<p>月次減税額の控除を行う際に交付する給与支払明細書には、どのような事項を記載しますか</p>	<p>給与明細書には、実際に控除した月次減税額の金額を「定額減税額（所得税）×××円」、「定額減税×××円」などと、適宜の箇所に記載していただくことになります。</p>
<p>所得税徴収高 計算書</p>	<p>税務署に提出する給与所得・所得税徴収高計算書はどうなりますか？</p>	<p>帳票に変わりはありません。 月次減税額を控除前税額から控除した場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）の記載方法は、従来と変わることはありません。 この場合、「税額」欄には、月次減税額を控除した後の金額（実際に納付すべき源泉所得税額）を記載することになります。</p>
<p>社員情報の登録 情報に誤りがあった 場合</p>	<p>減税計算後に従業員から申告を受けていた扶養家族に誤りがあり、減税額が変更となってしまった場合、減税額を修正するべきでしょうか。それとも年調で調整するべきでしょうか。</p>	<p>◆ 6月最初の給与（賞与）の振込がまだされていない場合 修正をして、再計算を行って、お振込みください。</p> <p>◆ 6月最初の給与（賞与）の振込みが終わっている場合</p> <p>【パターン①】含める人数が実際の人数より少なかった場合 （例：実際は本人＋扶養＝3人分の9万円のところ、1人分の3万円になっていた）→従業員へ説明の上、年末調整で追加の人数分も正しく減税されることを伝えて合意を得るようにしましょう。</p> <p>【パターン②】含める人数が実際の人数より多い場合 （例：実際は本人＋扶養＝3人分の9万円のところ、4人分の12万円になっていた）→減税しすぎて本来徴収すべき所得税が徴収できていないため、まずは弊社にご相談ください。</p>

月次減税についてご不明点がある場合は、各担当者までお問い合わせください。
年調減税に関しては、秋ごろに詳細情報が揃い次第改めてご案内させていただきます。

